

# 「介護保険料の引き上げやめて！」

「1000円の重み、わかってほしい…」

## 介護保険料値上げストップを求め市に要請

新年度の介護保険料を現行4200円から5100～5300円台に改定を行う計画が進められるなか、「平和と民主主義、くらしをまもる熊本市民連絡会」は、これ以上の保険料引き上げを行わないよう求める要望書を熊本市に提出しました。要請には、ますだ牧子、上野みえこ、なすまどか各市議も参加しました。



### 高齢者・介護施設の現場からも切実な声

無年金・低年金のため、保険料をはらえない高齢者がいる。また、介護利用料を払うことができないためヘルパーのサービスが制限され、水分補強をすることができず健康状態が崩れ、入院に至ったケースもある。

無年金者は全国で100万人。自殺者3万人のうち60歳以上が1万人もいる。今でも、介護保険料の負担は重い。高齢者の声をしっかり聞く機会をつくってほしい。

「一人暮らしの高齢者にとって1000円というのは1週間分の食費となる方もいる。1000円の負担増により、食事を制限したり、病院にかかることを我慢したりと高齢者にとっては深刻です。市は1000円の重みを感じてほしい。」



※申し入れ項目は以下のとおりです。

1. 国に対して、介護報酬の引き下げやサービス低下など介護保険の改悪を行わないよう働きかけるとともに、現在5割の公費負担割合を増やすよう要望すること。
2. 県の介護保険財政安定化基金を大幅に取り崩し、全額介護保険料軽減に充てることを要請すること。
3. 熊本市として、一般会計からの繰り入れを行い、保険料軽減を図ること。
4. 熊本市における介護給付費準備金を、全額取り崩し介護保険料の引き下げに充てること。
5. 保険料の減免制度については、財源を一般会計から補てんをするとともに、市民の意見を十分に把握しながら、実態に見合った減免制度へと拡充を図ること。



【控え室から】  
生活相談所の新春の集い

なすまどか

先日、「なすまどか生活相談所」の新春の集いを行い、多くの方が駆けつけてくれました。

相談所を開設してから8カ月。この間、国保料が払えず無保険のまま病気が悪化し駆け込まれた方、残金わずか1000円の通帳を手に、助けてほしいと来られた方など、多くの相談が寄せられました。

私が心を痛めていることは、相談に来られた多くの方が、悩みの原因を自らに向け、自分を責めていることです。しかし、よく話を聞けば、個々人の責任ではなく、年金や介護など貧弱な社会保障制度や、働くルールを破壊してきた政治の側に原因があることがほとんどです。

集いに参加した方は、相談所を運営する側の人、相談に来られた人など様々な立場の方々です。しかし、こうした方々が、個々の問題が解決したらそこに目を向け、今度は助ける側として力を尽くす。このようなつながりの場所として生活相談所が発展することを願っています。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 787

2012年2月5日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

# 政治倫理条例を「絵に描いたもち」にしてはならない!!

## 市民の「調査請求」200分の1から4倍も厳しい50分の1は大きな後退

政令市移行に伴い「議員の資産公開」が義務付けられます。現在、議会活性化検討委員会では、政治倫理条例の基本に係わる「政治倫理基準」や「調査請求の有権者数要件や署名収集期間」が、政令市移行のドサクサに紛れ、お手盛りで改悪されようとしています。

日本共産党は、「市民の権利に関することであり、拙速に決めるべきでない。また、議会の多数決で決めるのではなく、有識者や市民の意見を充分聞くべきだ。200分の1から50分の1にすれば、ハードルが高くなり、条例は絵に描いたもちに等しい」と改悪に反対しました。

### 議員提案で全会派一致成立した 「熊本市政治倫理条例」

熊本市政治倫理条例は、1990年議員提案により、全会派一致で成立しました。条例の特徴は、議員及び市長の遵守すべき「倫理基準」を規定し、市民の請求に基づき、違反の有無を政治倫理審査会が審査することにあります。調査請求のために必要な有権者の署名数については、「ルーズにすると濫用のおそれがあり、厳しく要求すると調査請求の機能が制限されることになりかねないので、その点を留意しながら200分の1」と規則で決められた経緯があります。

### 市民の「調査請求」により、 政治倫理の確立に貢献

これまで、市民による「調査請求」は、3回実施。「口利き」禁止などの政治倫理の確立に大きな役割を發揮しました。

- \* 第1回(2000年請求)下水道汚泥運搬、公園用地問題で村山義男議員に「辞任すべき」と勧告。
- \* 第2回(2001年) 用地買収問題で亀井省治議員(公明)に本会議での反省表明と「政治倫理の確立」の決意表明を勧告。
- \* 第3回(2004年) 職員の人事異動などの口利きに対して、市議9名に対して本会議で「深く反省の意を表明」など勧告

調査請求の有権者数や署名収集期間、政治倫理審査会の結果をだす期間などについて、熊本市、福岡市、千葉市の各条例を比較してみました。福岡市の請求要件は、「有権者の50人以上の連署」と緩やかです。

	熊本市	福岡市	千葉市
調査請求の必要数	有権者の200分の1(規則)	50人以上の連署(条例)	有権者の200分の1(条例)
署名期間	規定なし	贈収賄有罪による説明会は起訴後50日	規定なし
審査会の調査結果機関	規定なし	調査請求の翌日から90日以内	〃 90日以内

(熊本市の政治倫理基準)～これも、見直しの対象とされています。

- (1)市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと
- (2)政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること
- (3)つねに市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと
- (4)市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと

前号の訂正 議員の海外視察で坂田誠二氏(自民)が記載から漏れていました。計14名。